

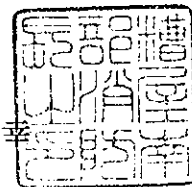


## 粕屋南部消防組合告示第 7 号

粕屋南部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 3 号）による改正後の粕屋南部消防組合火災予防条例（昭和 48 年条例第 17 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づく祭礼、縁日、花火大会その他多数の者の集合する屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件を次のとおり定めたので告示する。

平成 26 年 8 月 25 日

粕屋南部消防組合消防本部  
消防長 橋本 広幸



粕屋南部消防組合管内で開催される次の各号に掲げる大規模な催し。

- (1) 1 日当たりの人出予想が 11 万人以上である催し、かつ主催する者が出店を認める露店等が 100 店以上出店する催し。
- (2) 前号のほか、消防長が、特に必要と認める場合。

附 則

（施行期日）

この告示は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。